



特集：一時保護所 訪問記



一時保護所 訪問記

朋編集部 中日青葉学園 わかば館長

寺井 陽一

中日青葉学園 あおば館 児童指導員

加藤 有美子

知多学園 松籟荘 保育士

中山 リカ

はじめに

今回の朋11号の「訪問記」は「児童相談所」というキーワードで切り離せない「一時保護所」をクローズアップし、子どもたちがそこでどんな生活を送っているのか、職員はどんな援助を提供しているのか、愛知県内にある一時保護所を訪問させていただき、お話を伺ってきたので紹介します。

一時保護所
とは

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4の規定により設置が義務付けられている、要保護児童を保護するための専用の施設で児童相談所に付設、もしくは密接な連携のできる範囲内に設置され、児童福祉法第33条による「児童の一時保護」を行う施設になります。平成30年6月現在、全国に137カ所の一時保護所があり、愛知県は一時保護所が2カ所（名古屋市にも3カ所）あります。また、令和元年度から児童養護施設でも一時保護専用施設が3カ所開所しました。

児童が一時保護所に入所するまでの経緯の流れは保健所や幼稚園、小学校などの教育現場、近所の方からの通報で、通報を受けた児童相談所は休日、夜間に関係なく子どもの安全確認を行います。その後、子ども本人への面接、可能であれば保護者への面接も行い、アセスメントシートを使っての保護の要否判断することもあります。必要があれば一時保護という流れになります。

一時保護は、児童相談所長が必要であると判断すれば、保護者の同意が得られない場合にも、職権で一時保護を実施することができます。一時保護というと、強制的に子どもを保護者から離すようなイメージが少なからずあると思いますが、保護者からの要望を受けて一時保護を行うケースもあります。

目的と
役割

一時保護の目的は子どもの生命の安全を確保することです。保護者にも一時的に子どもから離ることで保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにもつながることもあります。役割には以下ののようなケースがあります。一時保護所の役割は3つあります。

- ①「緊急保護」………棄児や家出で適当な保護者がいない場合や、虐待、放任などで家から一時引き離す場合、あるいは児童の行動が他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす場合などで実施します
- ②「行動観察」………適切かつ具体的な処遇方針を決めるために実施します
- ③「短期入所指導」…短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等を行います

これらの保護の目的を達成するため、必要な最低限の期間の保護を行い、一時保護期間は（相談所長や知事が必要と認める場合を除き）2カ月を超えてはならないとされています。



特集：一時保護所 訪問記

生活
環境

今回伺った一時保護所は男子棟と女子棟に分かれており、定員は男女それぞれ15人で、3歳以上18歳未満の児童がそこで生活をしています。居室は小学校1～3年生は相部屋、小学校4年生以上は個室を提供しています。基本はこの居室での生活になり、食事はホームでみんなで取っています。左の写真は個室です。個室は布団と机と必要最低限の物があるのみで質素な環境です。ホールは広々としていて窓から日の光が差し込み、扉も明るい色を使っていて、訪問した時期が12月でクリスマスツリーも飾られており、テレビや漫画本もあり、生活感のある雰囲気にイメージが変わりました。



幼児が使っている「ブレイルーム」という部屋には子どもたちが画用紙で作ったクリスマスの赤い長靴がぶら下げていたり、サンタさんを描いた絵が飾られていました。風呂場や洗面台も広く、清潔で窮屈さはなかったです。

一日の流れ

1日の生活の流れは日課に沿って動いており、男子・女子棟ともに流れは大きく変わりません。午前7時の起床から1日が始まります。午前7時半に朝食を食べます。食事については一時保護所近くにある調理場が別場所にあるのでそこからの提供となります。朝食後はラジオ体操で軽く体を動かしてから午前9時半からの学習時間になります。学校と同じように学習時間も設けられています。各棟に学校教師のOBが1人配置されており、学校からの教育課程に沿った学習を進めていますが、個人の学力の差があったり、不登校の児童がいたり、学年も幅広いためにその子に合った学習を提供することの難しさもあります。学習場所は基本的には自分の居室で行っており、分からない問題や質問があれば居室から声を掛けて職員が対応する形になっています。教科によってはDVD教材を使っての学習にも取り組んでいます。日曜祝日の学習時間は勉強の時間を設けず、テレビを観たり、読書をしたりと自由時間となっているそうです。午後は昼食を食べて、1時間程度の運動時間があります。

運動が終わっておやつを食べ、小学生から中高生の順番に1人ずつの入浴時間となります。その後は午後6時には夕食時間となり、その後自由時間があり、午後9時には小学生が消灯、中高生も午後10時には完全消灯となります。

一時保護所なので短期生活にはなりますが、季節行事としてクリスマス会でハンドベルを演奏したり、職員による出し物もあります。また、栄養士も参加してのおやつ作りも催されています。

1日の日課

[午前]	起 床 居 室 掃 除
7:00	
7:30 ～ 9:15	朝 食 自 由 時 間 体 操
9:30 ～ 11:30	午 前 学 習 幼 児 保 育 棟 内 掃 除
12:00	昼 食
[午後]	
1:00 ～ 2:30	午 少 児 午 睡 運 動 お や つ
3:00 ～ 5:00	入 浴 午 後 学 習 自 由 時 間
6:00	夕 食
7:00 ～ 10:00	自 由 時 間 日 記 消 灯



ホール



グラウンド

職員の配置

職員の配置は現在、「男子棟」は職員9人、学習にあたる学校教師OBの方が1人月数回は、代務員（学生パート）など、臨時職員も配置されています。「女子棟」は職員10人と学校教師OBが1人それぞれ配置されています。勤務体制は早番1人（午前7：00～午後3：45）、日勤1人（午前8：45～午後5：30）、遅番1人（午後0：45～午後9：30）、夜勤1人（午後4：00～翌午前9：30）延べ5人が児童の援助を行っています。

おわりに

「一時保護所」は、ある程度「時間」「環境」が決められている中で、入ってくる児童に安心できる生活を提供していることがよく分かりました。自分の目で感じたことは、短期間の保護でも子どもたちの生活を保障していく職員さんの思い、学習は個々に合った内容を提供すること、クリスマス、お正月などの行事も感じさせる食事の工夫などは児童養護施設での生活と変わりはありませんでした。

児童虐待が減らず、事件が起こるたびに「児童相談所」「一時保護所」の役割・機能がクローズアップされます。「一時保護所」は、閉鎖的なイメージがありますが、基盤に子どもの安心・安全が第1にあり、次の生活につながるものだと思いました。一時保護所を増やすことは急務ですが、緊急で保護しないといけない子どもたちをどう減らしていくか、安心・安全な家庭をどう増やしていくか、が私たち大人の課題になっていると感じました。

